

## 177. 中世成立期における 琵琶湖畔開発の一例 (研究ノート1)

### (1)

中主町教育委員会『中主町文化財調査報告書 第19集』(1988年度)所収の論文「中主町内における古代の集落跡分布」(注 広志)によれば、中主町内とその周辺部を含めた地域における古代集落分布の歴史的变化は4時期に区分され、第Ⅳ期(11~13世紀)においては、集落数が飛躍的に増加することが述べられている。そして「増加の最も激しい時期は、平安時代後期以後であって、これらは旧内湖の縁辺や旧湖岸にまでみられ、新田開発の集落とみることができる」(10頁)としている。

平安時代後期(11・12世紀)は、日本開発史上のピークと考えられているが、これについては、黒田日出男氏の『日本中世開発史の研究』(1984年)によって見ておこう。

黒田氏によれば、日本の前近代において「開発の高まりを示す大きなうねりは日本史上何度も現われるが、古代の条理制耕地の国家的開発や近世の新田開発とならんで、中世成立期の開発がそのピークのひとつをなすことはほぼ認められるところであろう」(12頁)とされている。そして中世成立期の開発の持つ歴史的意義については、第一に「かかる開発の波は、荘園公領制・領主制・中世村落といった中世社会の骨格をなす諸要素形成の基礎となった」こと(14頁)、第二に「人間と自然との関係における変革である」こと(15頁)があげられている。この第二の意義は全時代を通じて見られる点であるので、ここでは第一の意義に課題をしぼっておきたい。

黒田氏同書によれば「すなわちこの時代には、上級貴族など一部の寄生的階級を除く社会のあらゆる階級・階層の人びとが、機会さえあれば開発に目を向けたと考えられる」(14頁)としている。たとえば、上野国の女堀や紀井国の綾井は、国衙在庁官人達による例であり(12~13頁)、播磨国小犬丸保では土民等が「計略を廻らし、功力を尽し、更に池を構築し」て荒廃した保田の再開発を行っている(14頁)。すなわち「このよ

うな階級・階層を越えた無数の人びとの開発の営みこそが、中世成立期の開発の波の巨大なピークをつくりあげたのである」(14頁)。以上の様な状況が、第一の意義で述べられているような「中世社会の骨格を作っていたのであろう。

中世成立期における開発は、第一に、一旦耕地や居住地とされながらも、その後放棄されてしまった、いわゆる「荒地」の再開発(15~17頁)、第二に「少なくとも、中世に日本の耕地は倍増したのであって、特に中世成立期農業の一面は、めざましい耕地の拡大によって特徴づけられる」(52頁)ものとしている。

最初に述べた中主町域における集落の急増は、以上の様な開発の波を反映したものであろうと考えられるが、以下で取りあげる史料は、この中主町域の周辺部湖岸における開発にかかわるものである。また、在地の土民層から領主層にまでわたる人々が主体となって開発を進めた例である点、「荒野」の再開発ではなく、「めざましい耕地の拡大」の一端を担うものである点を示すものである。

### (2)

ここでは、まず本ノートで主要に取り扱う史料を示しておこう。それは『平安遺文 第三巻』所収の1166号文書である。(以下で引用する史料は、主要には同遺文の第三巻のものであるから、文書番号のみを記し、それ以外については最後の注によって示す。)

「某荘立券文案」

(前 欠)

〇濱脇南壹町

〇濱河末湖邊生地之空閑年久間、更〇〇

〇輩徒有公地之費、因茲永爲〇〇領所申請在

地公民等、但於今者藤井〇〇立券進如件、

承暦三年三月十日 神崎相〇伴 判

紀 判

西御厩力綱田中 判

惣刀綱矢田部 判

越後介藤井 判

橘御園司藤井

〇在地刀綱住人等署判

この史料の内容を要約すると以下の様になるであろう。

「〇濱河口部の生地は、空閑の地として放置されたまま年久しくなっており、この間に二

コノ輩が徒に公地を荒している。そこで、(我等)在地公民等が□□濱河南脇一町を(開発して)□□領とする旨申請したい。但し、今のところは藤井□□が(代表して)券を立て進めるものである。」

以上の様な内容を持つこの史料の意義は、第一に「在地住民」から「刀禰」層、さらには国司の「介」クラスの在地豪族層にまでわたる巾広い階級・階層が一致して開発の主体となっていることにあり、この現象を当時の歴史段階の中に置く時、在地領主制形成過程のひとつのパターンとなり得るのではないかと、いうことである。第二に、この11世紀には、寛徳(1045年)・天喜(1055年)・治暦(1065年)・延久(1069年)と4度の荘園整理令が出土されているが、特に延久の場合、「撰園家においてさえも倒された荘園がある……石清水八幡宮が、……寛徳以後の新立荘園および加納田・出作田はすべて取り消されて収公された<sup>①</sup>」など、かなりの成果をあげている。この1166号文書は、それより後のものであり、荘園新立に対しては厳しかった筈の時期に、上記開発主体となった人々はいかなる状況認識を持って斯様な立券文案を提出したのであろうか。恐らくそこには、何らかの状況変化が起きているものと考えられるが、その状況変化とはどの様なものであったのだろうか。

### (3)

1166号文書は、『守山市史』と『野洲町史』で取り上げられている。『守山市史』では「この野洲南郡司に対する近江国符案<sup>②</sup>(長保3年<sup>(1002年)</sup>12月7日)によると、□源寺領中津神崎荘老処が野洲南郡にあった。……ここで注意したいことは、この近江国符案のなかで、八条・十四里は「己葦原河仍不注坪付」といい、同じく九条・十三里のうち十九坪より三十六坪、および十四里はすでに葦原であったし、また、十条・十三里・十四里もともに葦原であったので検注の対象から除外し、坪付に注せずという状態であったがみな庄領となしていたことである。この庄園の検注の対象から除外された地は、前述の条里図<sup>③</sup>によると、いまの幸津川、立田の全域にあたる。……そして、長保3年から約80年後の承暦3年(1079)頃には、生源寺領中津神崎庄の荒地は、ひそかに開墾されたらしく、そのうち、□濱脇南老町は、□濱河流末湖辺生地之空閑久間、ここに在地公民等の申請により立券荘園となした旨、某荘立券文案に示している。欠文の多い文書であるが、その内容から、野洲川北流下流の小浜の地に比定しうるのであろう。」(183頁～185頁)としている。ところで、1166号史料によれば、開発対象地は「公地」であり、「庄(内)の荒地」と受け取れる文言は記されていない。しかし、前出「近江国符案」での「坪付

に注せずという状態であった」ことから、荘園整理令(特に厳しかった延久のもの)によって収公されてしまったということも考えられる。だが中津神崎荘は、同じく「近江国符案」によれば、すでに長保3年の時点で「免除租税官□□」の状態にある荘園としては「代例」によって保障されており、しかも、本文内においても「十四里已葦原早混地者、仍不注坪付、只任本寺注文載之、但皆以庄□□」として、検注の対象から除外された地でも荘域内であることの根拠は明白になっている。そしてこの事は、国司「大介藤原朝臣<sup>在四</sup>」によっても公認されていることである。また、延久整理令においては、寛徳以後の新立荘園や根拠の不明朗なものに対しては厳しかったのであるから、中津神崎荘に関しては収公はなかったものと考えられる。したがって、1166号文書の開発対象地を中津神崎荘内に比定することは無理であり、恐らくは荘域外の西北方へ伸びる三角洲を開発の対象地とするものであったと考えられる。

『野洲町史』においては、「この文書には欠損が多く判読が難しいが『河流末湖辺』・『神崎』といった部分から中津荘の近辺に関するものと見てほぼ間違いないであろう。……室町時代の史料(『親元日記別録』中、政所名引付)に『野洲南郡今浜庄』が見えることを考えあわせると、野洲川南流下流の今浜村(守山市今浜村)に比定するのが妥当と思われる。当時の野洲川南流は現在よりやや南に流路があったことからすると、今浜に沿って流れる現在の野洲川南流は支流で『空浜河』と呼ばれていたのではなかろうか。」(563頁)としている。この『野洲町史』による対象地比定は、中津神崎荘内に置いていないこと、室町時代の史料とは言え、異なる史料によって補足を加えていること、野洲川の流路変更という点を考慮に入れていることなどが『守山市史』とは相違している。

しかし、いずれにおいても開発対象地を比定する際には、1166号文書中の「神崎」を中津神崎荘に引き付けられてしまっている。

### (4)

1166号文書の開発対象地比定の手掛かりは、本文内では、「□□濱河流末」「湖」があるが、これらによっては、多分琵琶湖岸の河口部であろうと言うことしかわからない。また、文書奥の署名では「神崎」、「西御厩」、「越後介」、「橘御園」があげられる。「越後介」については、当時「揚名介」というものがあり、必ずしも越後国にこだわる必要はない。「神崎」については、神崎郡があり、また、同郡内には大安寺領神崎荘がある。そして、『守山市史』や『野洲町史』で取り上げられた中津神崎荘がある。

まず神崎郡について調べると、同郡条里十一里六条

二坪の小字名が「御厩」とあり、先述した大安寺領神崎荘の域内に入っている。しかし、その他の点については、手掛かりとなり得るものはない。

次に中津神崎荘について調べてみよう。「西御厩」については不明であるが、「橋御園」については手掛かりがある。前出「近江國符案」によって中津神崎荘の荘域が判るが、その荘域内には現立田の集落が含まれている。この立田は、立花と戸田という二つの集落が合併したものであり、この「立花」が「橋御園」からたどれるのではないだろうか。また、中津神崎荘の近傍の地である野洲郡条里十二条十一里三十一坪の小字名が「越反田」となっていて、「越後介」と関係がありそうなおいがする。もし関連があるとするならば、この「越反田」は「越後介」の直営田であったと考えられるが、そうとすれば、互いに近くに位置する「越後介」と「橋御園司」とが同じ「藤井」姓を名乗っていることにも意味がある。

以上より、1166号文書の開発対象地を比定するならば、中津神崎荘近辺の「空閑地」であったと考えられるが、神崎郡内であった可能性もまったく無視するわけにもいかないであろう。

#### (5)

ここで、「越後介」と「橋御園司」との姓である「藤井」について調べておこう。実は、この「藤井」に関連しているものと考えられる史料がある。それは、745号文書の「東大寺返抄」である。

□大寺返抄 近江國 (東)  
假納米伍斛事 「仁圓給  
藤井□師 實任傳」

右 當年御封代米之内、且所進者、假納如件、故返抄、

(1055年)  
天喜參年拾壹月拾玖日 都維郡法師

別當大僧都 (花押)

少別當威儀師

上座威儀師「慶壽」

權上座大法師「聖好」

寺主

「東大寺返抄」は多数残っているが、これらの史料については、次の様な説明がなされている。「封戸主東大寺が近江国内の封戸を徴収する際、假納返抄(封物の納入以前に発行される假受領証)を寺使にもたせ

て現地に封戸物徴収に向わせた。徴収がすむと寺使は請文を發給する。」(『講座日本莊園史 1』442頁)

745号文書を見ると、裏書として「仁圓給 藤井□師 實任傳」が記されている。この裏書きからは、この745号文書が「仁圓」によって作製され、「藤井□師」によって「近江國」へ運んだものと考えられる。つまり、この「藤井□師」が寺使となったのであろう。さらに、803号文書「東大寺使藤井某請文案」<sup>④</sup>では、「使藤井□行」が見えている。特に「藤井□師」が近江國へ派遣されたのは、1166号文書に見えている両「藤井」との族的関係が考慮されたものと思われ、「使藤井□行」が派遣されたのもまた近江國であろうと考えられる。また、「東大寺返抄」は在地の国衙宛のものであることから、寺使は国衙内にも一定の人脈を持っているものと考えられる。

すなわち、1166号文書の両「藤井」は在地における豪族であっただけでなく、官寺たる東大寺へ一族の人間を送り込み、さらに国衙の官人とも一定の人脈を有していることがうかがえる。

以上より、1166号文書は、在地土豪たる「藤井」一族が、国衙の公権力をバックにして「在地刀禰住人等」を労働力として動員しつつ、琵琶湖岸の「生地」を開発し、中央の権門寺社(恐らくは東大寺)へ寄進することによって荘官職を手に入れ、それを契機として自らを中世的在地領主へと変身させようとしていたものと考えられる。

(造酒 豊)

#### 注

- ① 竹内理三 『日本の歴史6』 中公文庫 1973 155~156頁。
- ② 『平安遣文 第二卷』 419文庫。
- ③ 『守山市史』 187頁。
- ④ 803号文書 「東大寺使藤井某請文案」

□合 『安良』

(前)  
□米 □

(右)  
□東大寺□去年御封米假 □石捌升代、依御下文、本御斗定、所請如件

(1056年)  
天喜四年六月廿三日 使藤井□行

「安良結合」

## 178. 彦根市松原内湖遺跡 出土の耳栓について

### ——資料紹介——

松原内湖遺跡は、彦根市松原町地先に所在し、旧松

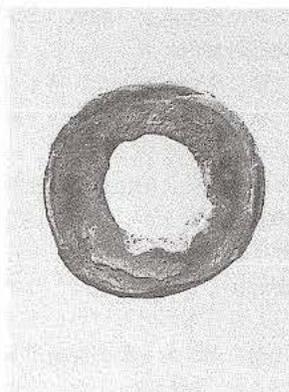
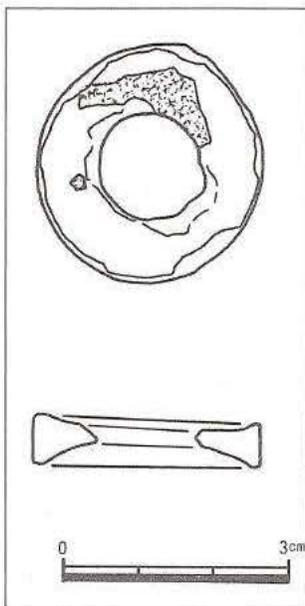
原内湖の北東岸にあたる。古くから北側には隣接して矢倉川遺跡・入江内湖遺跡の存在が知られ、当内湖岸にも類似した遺跡が広がるものと予測されていたが、滋賀県による東部流域下水道浄化センターの建設が計画されたことにより、これに先立ち試掘調査が実施され(1984年度)、1985年度より発掘調査が実施される

運びとなった。松原内湖は戦後の干拓により、現在は水田・畑地として利用され、一部には宅地開発も進んでいる。

これまでの発掘調査結果により、本遺跡は縄文時代から江戸時代におよぶ複合遺跡であることが明らかとなっている。遺物の上では縄文時代の後～晩期の多量の土器と共に丸木舟・ヘラ状木製品・竪櫛、弥生時代後期の多量の木製品と小銅鐸、古墳時代の木製短甲・木製黒漆塗り蓋・小型仿製鏡、奈良時代の巻胎漆器、室町時代の経筒の蓋などが出土しているが、いずれも旧内湖の汀線沿いに堆積した包含層内からの出土であり、今後、時間的変化に伴う遺跡の形成やその立地・性格を考える上で重要な資料となり得るものである。

ここで紹介する耳栓は1988年度の発掘調査により当遺跡南東部のA地区の遺物包含層（スクモ）から出土したものである。土製品で外径 3.1cm、厚さ 0.7cmの環状を呈し、断面は薄手で扁平な三角形形状に近く内外面共に無文である。表面の剝離が著しいが、部分的に赤漆が残存しており、もともとは全体に塗布されていたと思われる。

耳栓は、耳飾の一種で別名「栓状耳飾」とも称され、耳たぶ穿孔を前提としてその孔に挿入して着装するものである。骨製品と土製品とがあるが、その形態と施された文様との組み合わせから多様な類型を有する。設楽博己氏の類型分類<sup>①</sup>（形態Ⅰ～Ⅶ類、文様A～G類）によると、本資料は環状を呈し内部にテラス状の張り出しをめぐらすもの(Ⅲ類)に属し、文様は無文類(A



↑ 松原内湖遺跡出土  
耳栓 (S=1/2)  
←松原内湖遺跡出土  
耳栓実測図  
(スクリーントーンは  
赤漆塗布部分)

類である。

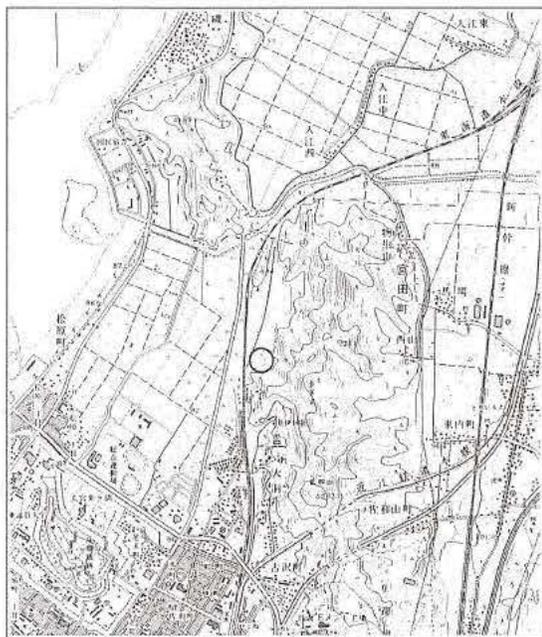
県内での他の出土例をみても湖西線関係の調査による滋賀里遺跡出土例<sup>②</sup>、西大津バイパス関連調査の穴太遺跡出土例がある。滋賀里遺跡からは大小の2点が出土しており、直径1.7cmのものど3.3cmのものどがあり、ともに土製品で形態は「白形耳飾」と称され環状を呈さず、内面に凹面を形成して充填された円盤状を呈する(Ⅰ類)。なお、いずれも無文であるが、前者はつくりがあらく、後者は雲母片を含みつくりは丁寧である。ⅢD区の貝塚(黒色砂混泥土)内より滋賀里Ⅳ・Ⅴ式の土器と共に出土している。穴太遺跡出土のものは3例あり、「白形耳飾」で環状を呈さず円盤形のもの2点と内面が大きく抉られるもの1点であり、後者には赤漆の塗布が認められる。

関東や中部地方の例のように1遺跡から100点余りの出土例があることから耳たぶ穿孔とそれに伴う耳飾を用いた儀礼が一過性のもではなく、複雑な構造が1集落内に存在したことが予測される場合があるが、西日本などでは資料的に極めて少なく、東日本とは異なった社会構造をかいまみることができるかもしれない。

(吉田 秀則)

注

- ① 設楽博己「土製耳飾」『縄文文化の研究9』—縄文人の精神文化—
- ② 『湖西線関係遺跡調査報告書』本文編・図版編 湖西線関係遺跡発掘調査団 1973.



松原内湖遺跡 耳栓出土位置図